

## 火山噴火緊急観測実施要領（案）

## （目的）

第1条 この実施要領は、「次世代火山研究・人材育成総合プロジェクト（以下「本プロジェクト」という。）総合協議会（以下「総合協議会」という。）」に設置した「火山噴火緊急観測検討作業部会（以下「作業部会」という。）」において、火山噴火の予兆の把握時や噴火が発生した際において、効果的な調査観測を迅速に実施するためのルールや体制等に関し、必要な事項を定めることにより、火山噴火緊急観測の効果的な実施を図ることを目的とする。

本プロジェクトで実施する火山噴火緊急観測は、噴火の予兆を把握し、火山噴火発生予測に向けて早めに実施し、得られた情報により火山噴火に対する減災・防災に資することが重要であり、主眼とする。

なお、火山噴火緊急観測は、基本的に本プロジェクト全体で実施することとし、人的・予算的に本プロジェクトの中で対応可能な場合に実施する。

## （噴火の予兆が把握された場合の情報の収集と専門家の派遣）

第2条 噴火の予兆が把握された場合は、作業部会は次の事項について検討する。なお、専門家の派遣は、大学の研究者や研究開発法人等の機関が実施する機動観測の結果等の報告及び気象庁等の機動観測の結果や火山噴火予知連絡会において交換される関係機関による観測・解析結果の情報についての気象庁からの報告で、火山噴火緊急観測を実施するかどうかの判断がつかない場合に実施する。

(1) 作業部会の主査は、作業部会に諮り、専門家の派遣について検討し、検討結果を文部科学省と総合協議会の座長（本プロジェクトのプロジェクト・リーダー（以下、「PL」という。））に報告する。

専門家の派遣は以下の事項に該当する場合に実施する。

- ① 火山噴火予知連絡会において、関係機関による観測・解析結果の情報共有がなされる等、平常時とは異なる火山活動の状況が確認された場合
- ② 気象庁が火山の状況に関する解説情報（臨時）あるいは噴火警報を発表した場合
- ③ その他、PLが専門家を派遣する必要があると判断した場合

- (2) 作業部会の報告を受けて、P Lが専門家の派遣を決定する。
- (3) P Lは、派遣する専門家を指名する。
- (4) 派遣された専門家は、表面現象の把握や火山噴出物の採取・分析等を実施し、調査結果を作業部会に報告する。その際、気象庁の機動観測及び大学の研究者や研究開発法人等の機関が実施する機動観測と可能な限り連携・協力して調査を実施し、情報共有を行うように努める。

(噴火の予兆が把握された場合の火山噴火緊急観測の実施)

第3条 派遣した専門家の調査報告等を踏まえて、作業部会は以下の事項について検討する。

- (1) 作業部会の主査は、作業部会に諮り、火山噴火緊急観測の実施について検討する。また、火山噴火緊急観測を実施する体制と調査観測項目についても検討する。その際、次世代火山研究推進事業の各課題の事業責任者等から実施計画を作業部会に報告する。また、火山研究人材育成コンソーシアム構築事業の実施責任者等から学生の参加について作業部会に報告する。
- (2) 作業部会の主査は、検討結果をP Lと文部科学省に報告する。
- (3) P Lは作業部会の検討結果を踏まえて、総合協議会に諮り、火山噴火緊急観測の実施を決定する。
- (4) 火山噴火緊急観測に参加する本プロジェクトの各課題の事業責任者等は、必要に応じて委託業務変更承認申請書を文部科学省に提出し、その承認を得る。
- (5) 文部科学省は、本プロジェクト以外で実施する調査観測（気象庁等で実施する火山機動観測及び科学研究費補助金（特別研究促進費）による調査観測等）との連携について調整を行う。また、火山噴火予知連絡会の下に総合観測班が設置された場合は、本プロジェクトで実施する緊急観測を総合観測班で実施する計画に盛り込む。
- (6) 火山噴火緊急観測の実施に際しては、気象庁等の機動観測と可能な限り連携・協力し、情報共有を行うように努める。

- (7) 火山噴火緊急観測を実施することを気象庁や地元自治体等と共有するように努める。また、火山噴火緊急観測で得られた結果は、気象庁・火山噴火予知連絡会や地元自治体等へ参考情報として提供するように努める。

(噴火の切迫性が高まった場合の火山噴火緊急観測の実施)

第4条 情報の収集を行いつつ、速やかに火山噴火緊急観測の実施に移行する。

- (1) 火山の状況について作業部会で共有しつつ、第3条の噴火の予兆が把握された場合に準じて、火山噴火緊急観測を実施する体制と調査観測項目について検討する。その際、次世代火山研究推進事業の各課題の事業責任者等から実施計画を作業部会に報告する。また、火山研究人材育成コンソーシアム構築事業の実施責任者等から学生の参加について作業部会に報告する。
- (2) 作業部会の主査は、検討結果をP Lと文部科学省に報告する。
- (3) P Lは作業部会の検討結果を踏まえて、火山噴火緊急観測の実施を決定する。
- (4) 第3条(4)の噴火の予兆が把握された場合に準じて、本プロジェクトの各課題の事業責任者等は、必要に応じて委託業務変更承認申請書を文部科学省に提出し、その承認を得る。
- (5) その他、本プロジェクト以外で実施する調査観測との連携や総合観測班との関係、データの提供等については、第3条(5)の噴火の予兆が把握された場合に準じて実施する。

(噴火発生時)

第5条 火山の状況について、第2条と同様に情報収集に努めた後、作業部会で火山噴火緊急観測を実施する体制や調査観測項目について検討する。

- (1) 大学の観測所の研究者や該当する火山の近くの研究者あるいは該当す

る火山を観測・調査している研究者等からの報告、また、気象庁の機動観測等の結果または火山噴火予知連絡会において交換される関係機関による観測・解析結果の情報を作業部会で共有する。

- (2) 火山の状況について作業部会で共有しつつ、第3条の噴火の予兆が把握された場合に準じて、火山噴火緊急観測を実施する体制と調査観測項目について検討する。その際、次世代火山研究推進事業の各課題の事業責任者等から実施計画を作業部会に報告する。また、火山研究人材育成コンソーシアム構築事業の実施責任者等から学生の参加について作業部会に報告する。
- (3) 作業部会の主査は、検討結果をPLと文部科学省に報告する。
- (4) PLは作業部会の検討結果を踏まえて、火山噴火緊急観測の実施を決定する。
- (5) 第3条(4)の噴火の予兆が把握された場合に準じて、本プロジェクトの各課題の事業責任者等は、必要に応じて委託業務変更承認申請書を文部科学省に提出し、その承認を得る。
- (6) その他、本プロジェクト以外で実施する調査観測との連携や総合観測班との関係、データの提供等については、第3条(5)の噴火の予兆が把握された場合に準じて実施する。

(庶務)

第6条 作業部会の庶務、第2条及び第4条及び専門家の派遣に係る経費の精算については「次世代火山研究・人材育成総合プロジェクトの総合推進及び調査分析」の受託事業者において行う。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、専門家の派遣及び火山噴火緊急観測の実施に関し必要な事項は、作業部会の主査が作業部会に諮って定める。

(実施要領の改正)

第8条 この要領の改正にあたっては、作業部会の主査が総合協議会座長（P L）に報告し、総合協議会座長（P L）が総合協議会に諮る。

附 則 本要領は平成29年〇月〇〇日から施行する。